

## 感染症について（意見書）

◎当園では、予防すべき伝染病、及び登園停止の期間を「厚生省 保育所における感染症の登園ガイドライン」の内容に従っております。感染が疑わしい場合は、病院の診断を受けてから登園してください。

### 意見書

横浜りとるぱんぷきんず 園長 殿

入所児童氏名 \_\_\_\_\_

病名「 \_\_\_\_\_ 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので

年 月 日から登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 月 日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

印又はサイン \_\_\_\_\_

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

### ～医師が記入した「意見書」が必要なもの～

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）※	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ※	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した日を0日として5日間を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症※	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の前後7日間くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成 まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱 ※ アデノウイルス感染症	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消えた後2日経過するまで
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を過ぎるまで	特有な咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがないと認められてまで ※5歳未満の無症状の感染者は連続2回以上の検便でいずれも菌陰性が確認されるまで
急性出血性結膜炎		医師により感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染のおそれがないと認められるまで

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することができます。